

葛巻町継業支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 本事業は、町内の商工業者の事業の継続及び発展のため、継業を支援することにより、町内商工業の振興と地域経済の活性化を図ることを目的に、町内の事業者が継業を行う場合に要する経費の一部に対し、予算の範囲内で、葛巻町補助金交付規則（昭和35年葛巻町規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱により葛巻町継業支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 統計法（平成19年法律第53号）第1章第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる業種のうち建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、保険業、不動産業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業をいう。
- (2) 継業 事業、生業若しくは事業の経営基盤を後継者に引き継ぐことをいう。
- (3) 後継者 経営者の親族に限らず、第三者も含め、事業、生業若しくは事業の経営基盤を受け継ぐ人又は事業者をいう。
- (4) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第1章第2条に規定するものをいう。
- (5) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第1章第2条第5項に規定するものをいう。

(補助金の交付対象者)

第3 補助金の交付の対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 町内において店舗又は事業所を有する中小企業者若しくは小規模企業者であって、かつ代表者が町内に居住している者。
- (2) 岩手県事業引継ぎ支援センターへ継業に係る相談申込みを行った者。
- (3) 市町村に納付すべき税金又は使用料若しくは負担金等を滞納していない者。
- (4) 国、県又は町の類似する補助金等の交付を受けていない者。

(補助金の交付対象経費及び補助金の額)

第4 補助金の交付対象経費及び補助金の額は、別表1のとおりとする。

(事業に要する経費の配分及び事業の内容の軽微な変更)

第5 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更にする。

- (1) 計画書に掲げる経費の30%を超える増減
- (2) 事業の中止または廃止
- (3) 上記に掲げる変更以外の変更に、補助金額の増減を伴う変更

(申請の取り下げ)

第6 規則第8条第1項に規定する申請の取り下げ期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類及び提出期日)

第7 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表2のとおりとする。

(書類の整備等)

第8 補助対象者は、事業に係る収支を明らかにした書類を整備し、事業完了後5年間保存しなければならない。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助金額
1 継業に係る経営診断や事業計画等作成のために専門家等への依頼に要する経費	(1) 報償費(謝礼) (2) 役務費(手数料、受講料等) (3) 旅費 (4) 需用費(消耗品等) (5) 委託料(調査、コンサルタント料等)	左欄に掲げる経費の3分の2に相当する額以内の額で、20万円を上限とする。ただし、千円未満は切り捨てとする。
2 後継者の募集や紹介、交渉に要する経費	(1) 役務費 (広告宣伝費、紹介手数料等) (2) 旅費 (3) 需用費(消耗品等) (4) 委託料(調査、コンサルタント料等)	
3 事業所登記に要する費用	(1) 役務費(手数料等) (2) 需用費(消耗品等) (3) 委託料(調査、コンサルタント料等)	

※ 同一事業実施主体による同一事業の複数年度に渡る事業実施は3ヶ年度を上限とする。

別表 2 (第 7 関係)

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	1 葛巻町継業支援事業費補助金交付申請書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 事業内容及び経費が確認できる書類の写し	様式第1号 様式第2号 様式第3号 任意様式	1部	事業開始の日から起算して30日前まで
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による書類	1 葛巻町継業支援事業費補助金変更(中止・廃止)承認申請書 2 事業計画書 3 収支予算書	様式第4号 様式第2号 様式第3号	1部	変更(中止・廃止)の理由が生じた日から15日以内
規則第13条第1項の規定による書類	1 葛巻町継業支援事業費補助金請求(精算)書 2 事業実績書 3 収支決算書 4 事業に要した経費の請求書又は領収書の写し 5 補助金交付決定通知書の写し	様式第5号 様式第2号 様式第3号 任意様式	1部	事業完了の日から起算して30日以内